

留意事項

1 見積合わせに参加する者に必要な資格等

1. 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
2. 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
3. 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
4. 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業所又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
5. 1～4の他、調達ごとに参加資格を設定している場合は当該参加資格を有している者であること。

2 見積書の提出先

〒900-0021

那覇市泉崎1-2-2

沖縄県警察本部警務部会計課用度係

沖縄県警察本部代表電話：098-862-0110(内線2243)

※ 見積書は、持参、郵送を問わず、提出締切日時必着とします。

郵送される場合は封筒の表に「オープンカウンター〇〇(案件名)の見積書在中」と朱書きしてください。

見積書記載要領

・記載要領

3 仕様書に関する問い合わせ先

〒900-0021

那覇市泉崎1-2-2

沖縄県警察本部警務部会計課用度係

沖縄県警察本部代表電話：098-862-0110(内線2243)

参加を希望する方は、「見積書依頼案件」に記載の各調達の内線番号に連絡し、「オープンカウンター〇〇(調達名)の見積依頼の件」とお伝え下さい。担当者より説明させていただきます。

※ 説明等を受けるため直接来庁される場合

事前連絡なしで来庁された場合、担当者が不在である場合がありますので、事前に電話にてご連絡していただいた後、来庁をお願いいたします。

4 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を掲示された事業者を契約の相手方とします。

見積額は、各調達において特段の指示のない場合、当該調達の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載してください。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

5 見積合わせ結果について

契約の相手方と決定した事業者には沖縄県警察本部から連絡します。

6 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、指定の契約書又は請書を作成していただきます。（金額によっては作成を省略する場合があります。）

7 その他

1. 見積書を作成に要する費用等は参加者の負担とします。
2. 上記5において、同価の見積が2人以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
3. 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積を依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
4. 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

お問い合わせ

沖縄県警察本部警務部会計課

那覇市泉崎1-2-2 電話番号 098-862-0110